

魚津市告示第27号

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 魚津市内に存する建築物であって、概ね1月以上居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

(2) テレワーク 情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態をいう。

(3) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき本市が策定した魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(4) 市内事業者 市内に営業拠点を有する事業者をいう。

(5) 家賃 物件の賃貸借契約に基づき支払われる賃料のうち、駐車料・共益費・管理費・町内会費などの経費を除いたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、空家の利活用、地域経済の活性化及び多様な働き方の促進を図るため、空家にテレワーク環境を整備する費用又は空家を賃借してテレワークする際の家賃に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、空家の所有者（空家を購入予定の者を含む。）又は空家を賃借してテレワークを実施する者であって、次の

各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 本人が、魚津市における市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(2) 魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱（平成30年魚津市告示第103号）に基づく助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(3) その他市長が補助金の目的に合致しないと認める事業

（補助対象空家）

第5条 補助金の対象となる空家は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 居住誘導区域内に存すること。

(2) 対象となる空家及びその敷地に係る固定資産税に滞納がないこと。

(3) 空家を賃借してテレワーク環境を整備する場合は、空家の現所有者が承諾していること。

(4) 空家を賃借してテレワークする場合は、2親等以内の親族以外が所有している空家であること。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第6条 補助対象経費等は、別表のとおりとする。ただし、国又は県、所属企業等から補助を受けた場合は、補助対象経費から当該補助の額を控除するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（認定の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象行為を実施する前に、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 空家の位置図

(2) 空家の写真

(3) テレワーク環境整備費の見積書の写し若しくは空家の賃貸借契約書等の写し又はその両方

(4) 申請者及び空家の現所有者の個人情報の取得に関する承諾書（様

式第2号)

(5) 補助対象となる空家が、魚津市の空家情報バンクに登録されていない場合、建築物が空家であることが分かる書類

(6) 空家を賃借してテレワークする場合、申請者がテレワークを実施することが分かる書類

(7) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの。

(認定の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が第4条及び第5条に規定する要件を満たしていることを審査し、その結果を魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定書(様式第3号)により、補助金の交付対象者として認定し、申請者に通知するものとする。

(認定変更等)

第9条 前条の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定内容に変更があったときには、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定変更申請書(様式第4号)に関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定変更書(様式第5号)により、認定者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするとき。

(2) 第4条及び第5条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。

(3) 偽りその他不正の行為により認定を受けた場合

(4) その他市長が交付を不適切と認めた場合

(交付申請)

第11条 認定者は、補助金の交付対象年度ごとに、年度分の事業完了の日から1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳を明らかにする書類

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払証明書

(3) 事業概要が確認できる写真

(交付決定及び額の確定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったとき

は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、当該認定者に対し魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第7号）により認定者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第12条に規定する報告は、第10条に規定する交付申請の提出をもって報告があったものとみなす。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、認定者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 第4条及び第5条に規定する要件を満たす見込みがなくなったとき。

（3） この要綱に違反する行為があったとき。

（4） 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該認定者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金 限度額 |
|---------|---|-----|-------------|
| 環境整備費補助 | <p>市内事業者が実施した以下の内容とする。なお、購入した備品は対象としない。</p> <p>① 空家におけるインターネット等回線工事に要する経費</p> <p>② 空家でテレワークをするために必要な整備に要する経費</p> <p>③ 空家のセキュリティに要する経費</p> | 50% | 30万円 |
| 家賃補助 | 空家の家賃 | | 3万円 (月額) |

備考

- 1 環境整備費補助の交付は、テレワーク環境を整備する空家1軒につき、1回限りとする。
- 2 家賃補助の交付は、最長12月とし、補助金の交付対象年度ごとに交付申請を行うこととし、補助金の交付は年度ごと一括して行う。
- 3 申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこと。

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定申請書

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金に係る事業の認定を受けたいので、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

| | | |
|---|--|--|
| 1 空家の所在地 | 魚津市 | <input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 |
| 2 空家の現所有者氏名 | | <input type="checkbox"/> 現所有者の同意を受けている |
| 3 対象期間 | 環境整備期間 年 月 日から 月 日まで 賃借期間 年 月から 年 月まで | |
| 4 所属企業 (テレワークを実施する場合のみ) | (業者名) (住所) (事業種類) | |
| 5 環境整備業者 | (業者名) (住所) | |
| 6 整備費の見積金額 | 金 円 | |
| 7 家賃 | 一月当たり金 円 | |
| 8 魚津市のサテライトオフィス助成金 | <input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている | |
| 9 この補助金の申請履歴 | <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り | |
| <input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。 | | |

【添付書類】

- (1) 空家の位置図 (2) 空家の写真
- (3) 環境整備費の見積書の写し若しくは空家の賃貸借契約書の写し又はその両方
- (4) 申請者及び空家所有者の個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）
- (5) 空家であることが分かる書類
(空家情報バンクに登録されている場合は不要)
- (6) テレワークする場合は、テレワークを実施することが分かる書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

申請者及び空家所有者の個人情報に関する承諾書

年度魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金を申請するにあたり、私及び空家の現所有者の住民登録の状況、市税等の納付状況及び空家の現所有者と申請者の関係等を確認することを承諾いたします。

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名
空家の現所有者 住所
氏名

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

| | 状況 | 確認日 | 確認者 |
|-------------|-----------------------------|-----|-----|
| 申請者 | 住民登録 | 市民課 | |
| | 相違 有 ・ 無 相違点 () | | |
| | 納付状況 | 税務課 | |
| | 滞納 有 ・ 無 滞納状況 () | | |
| 空家の現所有者 | 空家所有者（固定資産課税台帳名義等） | 税務課 | |
| | 相違 有 ・ 無 相違点 () | | |
| | 納付状況（土地と建物の固定資産税のみ） | 税務課 | |
| | 滞納 有 ・ 無 滞納状況 () | | |
| 申請者と現所有者の関係 | 2親等以内の親族の確認 該当する ・ 該当しない | 市民課 | |

様式第3号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金に係る事業の認定申請について、次のとおり決定したので、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 補助金の交付対象者の認定の可否

認定します。
(認定しません。)

2 対象経費 環境整備対象経費 円
家賃（12か月分） 円

(認定しない理由)

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定変更申請書

年 月 日付けで認定を受けた魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象の種類

環境整備費 ・ 家賃

2 変更の内容

3 変更の理由

【添付書類】

(1) 変更の内容の根拠書類

様式第 5 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金認定変更書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金に係る認定内容の変更について、次のとおり決定したので、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 認定の可否

認定します。
(認定しません。)

2 対象経費 環境整備対象経費 円
家賃 円

(認定しない理由)

魚津市長 あて

住所
氏名
電話番号

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定を受けた魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金について、魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

| | |
|---|-------------------------|
| 1 空家の所在地 | 魚津市 |
| 2 対象期間 | 環境整備期間 年 月 日から 月 日まで |
| | 賃借期間 年 月から 年 月まで |
| 3 所属会社 <small>(テレワークを実施する場合のみ)</small> | (業者名) (住所) (事業種類) |
| 4 環境整備業者 | (業者名) (住所) |
| 5 整備費の見積金額 | 金 円 |
| 6 年度に支払った家賃の合計 | か月分合計金 円 |

【添付書類】

- (1) 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- (2) 補助経費に係る領収書の写し又は支払証明書
- (3) 事業概要が確認できる写真

様式第7号（第12条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定した魚津市空家
テレワーク環境整備促進補助金については、魚津市空家テレワーク環境整備
促進補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。
(交付しません。)

2 補助金額 環境整備補助金 円
家賃補助金 円

(交付しない理由)